9 収入状況について (税込み)

(1)給水収益等の収入状況

給水収益の収入率は、現年度分が98.4%で、繰越分が54.9%となっている。前年度と比較すると、現年度分が0.1ポイント、繰越分が2.5ポイント下回っている。

給水収益繰越分の未収入額は10,545,284円で、前年度より723,799円増となった。

収入状況の内訳は、次のとおりである。

(単位:円、%)

		区	分			調定額	収入額	未収入額	収入率	不納欠損額
TE	営	業 収 益		益	984, 124, 132	963, 289, 385	20, 834, 747	97. 9	0	
現年		給	水	収	益	919, 840, 764	904, 801, 418	15, 039, 346	98. 4	0
度		その	他の	営業	収益	64, 283, 368	58, 487, 967	5, 795, 401	91.0	0
分分	営	業	外	収	益	156, 142, 332	155, 346, 948	795, 384	99. 5	0
),			計			1, 140, 266, 464	1, 118, 636, 333	21, 630, 131	98. 1	0
¢₽.	営 業			収	益	29, 128, 870	18, 583, 586	10, 545, 284	63.8	4, 143
繰		給	水	収	益	23, 393, 657	12, 848, 373	10, 545, 284	54. 9	4, 143
越		その	他の	営業	収益	5, 735, 213	5, 735, 213	0	100.0	0
分	営	業	外	収	益	608, 000	608, 000	0	100.0	0
,			計			29, 736, 870	19, 191, 586	10, 545, 284	64. 5	4, 143
		合	計		·	1, 170, 003, 334	1, 137, 827, 919	32, 175, 415	97. 2	4, 143

(2)不納欠損の状況

不納欠損処分額は4,143円で、前年度と比較して234,430円 (98.3%) の減となっている。 対象者は法人1社で、前年度と比較して12人(社) の減となっている。 不納欠損の理由は、倒産である。

不納欠損の推移は、次のグラフのとおりである。

不納欠損処分の状況 (単位:人) (単位:千円) 350 - 40 300 250 322 200 ─ 金額(千円) 239 217 ━ 人数 150 13 100 148 50 0 30年度 26年度 27年度 28年度 29年度

10 補てん財源について (税込み)

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額(差引決算額)521,099,207円は、損益勘定の 現金支出を伴わない費用である減価償却費等や減債積立金等の内部留保資金で補てんされる。 内訳は次のとおりである。

(単位:円)

															\ 1 I=	77 • 1 1/
区分												補てん財源額	補てん額	Ą	残	額
減			債		利	責		1/			金	191, 094, 884	191, 094,	884		0
過年	三度り	子消 引	費 税	及び	地方	消費	税資	本的	り収き	支調!	整額	0		0		0
当 年	三度り) 消	費 税	及び	地方	消費	税資	本的	り収き	支 調 !	整 額	24, 985, 692	24, 985,	692		0
過	年	度	分	損	益	勘	定	留	保	資	金	214, 782, 156	214, 782,	156		0
当	年	度	分	損	益	勘	定	留	保	資	金	307, 538, 128	90, 236,	475	217, 30	01,653
				減	1	価	償	ĺ	却		費	443, 582, 180				
				資	j	産	洞	Ì	耗	;	費	16, 331, 152				
				長	期	前	受	2 1	金	戻	入	-152, 375, 204				
当	年	度	分	未	処	分	利	益	剰	余	金	234, 223, 210		0	234, 23	23, 210
					i	+						972, 624, 070	521, 099,	207	451, 52	24, 863

上記の表にある補てん財源は、上から順に補てん財源として使用することになっており、当該年度で補てんに使用する額が補てん財源額を下回り、残った場合は翌年度に過年度分として使用することができるものである。本年度は、補てん財源額が972,624,070円に対し、資本的収支の不足額は521,099,207円であり、残り451,524,863円が翌年度へ繰り越されることになる。

11 予算議決事項について (税込み)

予算第5条企業債、第6条一時借入金、第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条たな卸資産の購入限度額については、いずれも議決されたところに従って適正に執行されている。

(単位:円)

	区		分		議	決	額	封	1 行	額	比	較	増	減
企		業		債		152, 10	00,000		152,	100,000				0
	時	借	入	金		170,00	00,000			0		-17	0, 00	0,000
職	員	給	与	費		72, 24	12,000		70,	828, 576		_	1, 41	3, 424
た	な	卸	資	産		7, 75	54,000		7,	454, 502			-29	9, 498